

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により貨物運送共同化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第三十二条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条 法第三十三条第六項の規定により貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該貨物運送共同化実施計画に係る貨物運送共同化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号

に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

#### 第五節 樹木等管理協定

（樹木等管理協定の基準）

第三十七条 法第三十八条第三項第三号（法第四十二条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定樹木等の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した樹木又は危険な樹木の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、協定樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定樹木等の適正な保全に資するものでなければならない。
- 四 樹木等管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 樹木等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

（樹木等管理協定の公告）

第三十八条 法第三十九条第一項（法第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村又は都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 樹木等管理協定の名称

二 協定樹木又は協定区域

三 樹木等管理協定の有効期間

四 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

五 樹木等管理協定が緑地管理機構により締結されるものであるときは、その旨

六 樹木等管理協定の縦覧場所

（樹木等管理協定の締結等の公告）

第三十九条 前条の規定は、法第四十一条（法第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例

（港湾隣接地域内の工事等の許可に関する技術的基準）

第四十条 法第四十九条の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 法第七条第四項第三号の規定に基づき港湾管理者が同意した低炭素まちづくり計画に基づき行われるものであること。

二 適切な工事の実施の計画に基づき行われるものであること。

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
	設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位

	<p>敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別</p> <p>空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。）の位置</p> <p>建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）</p>
<p>仕様書（仕上げ表を含む。）</p>	<p>部材の種類及び寸法</p> <p>低炭素化設備の種類</p> <p>低炭素化措置の内容</p>
<p>各階平面図</p>	<p>縮尺及び方位</p> <p>間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ</p> <p>壁の位置及び種類</p> <p>開口部の位置及び構造</p> <p>低炭素化設備の位置</p> <p>低炭素化措置</p>

床面積求積図	用途別床面積表	立面図	断面図又は矩計図	各部詳細図
床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	用途別の床面積	縮尺 外壁及び開口部の位置 低炭素化設備の位置	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法

				(ろ)		
				機器表	各種計算書	<p>低炭素化措置が法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類</p>
給湯設備	照明設備	気設備	空気調和設備 空気調和設備 以外の機械換 気設備	空気調和設備		
給湯器の種別、仕様及び数	照明設備の種別、仕様及び数		様及び数	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	<p>低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項</p>

系統図				仕様書				
等以外の低炭	空気調和設備	給湯設備	気設備	昇降機	建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する	節湯器具の種別及び数	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
置及び連結先	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法		別、仕様及び数		

		各階平面図										
		素化に資する 建築設備										
昇降機		給湯設備			照明設備		気設備	以外の機械換	空気調和設備	空気調和設備		
位置	縮尺	節湯器具の位置	配管に講じた保温のための措置	給湯設備の位置	縮尺	照明設備の位置	縮尺	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	縮尺	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	空気調和設備の有効範囲	縮尺

(は)																
機器表		制御図														
空気調和設備	空気調和設備	建築設備	素化に資する	等以外の低炭	空気調和設備	給湯設備	照明設備	気設備	以外の機械換	空気調和設備	空気調和設備	建築設備	素化に資する	等以外の低炭	空気調和設備	
空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	御方法			空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制	給湯設備の制御方法	照明設備の制御方法				空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	空気調和設備の制御方法	位置			縮尺

建築設備	空気調和設備 等以外の低炭 素化に資する	節湯器具の種別、位置及び数	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	給湯設備	照明設備
				給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
					以外の機械換気設備、数及び制御方法

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず

、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（低炭素建築物新築等計画の記載事項）

第四十二条 法第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（低炭素建築物新築等計画の認定の通知）

第四十三条 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第六による通知書に第四十一条第一項の申請書の副本（法第五十四条第五項の場合においては、第四十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画の軽微な変更）

第四十四条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかに変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）

第四十五条 法第五十五条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第五十四条第一項第一号」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号」とする。

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知）

第四十六条 第四十三条の規定は、法第五十五条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、同条第二項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第八」と、「法第五十四

条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

##### （権限の委任）

第四十七条 法第三章第三節第一款から第四款まで及び第三十三条に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。）次条第一項において同じ。）に委任する。

一 法第二十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。）

二 法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの（軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一条第一項の規定による認可に係る軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）

2 法第三十一条及び第三十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

（書類の提出）

第四十八条 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域（当該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあつては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長（当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわ

たるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長）を経由して提出することができる。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

### （国土交通省組織規則の一部改正）

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

### （地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第八十五条第一項中第四十一号を第四十二号とし、第二十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第八十七条中第二十九号を第三十号とし、第十九号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第九十九条中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

第一百一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の

認定に関すること。

第二百二十二条中第四十号を第四十一号とし、第六号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第二百二十五条第二項中第四十号を第四十一号とし、第十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第二百二十七条第三項中「第二百二十五条第二項第三十三号及び第三十九号」を「第二百二十五条第二項第三十四号及び第四十号」に改める。

別表第一一の項中「第十三号」を「第十四号」に、「第三十一号から第三十五号まで及び第三十八号（第三十一号）」を「第三十二号から第三十六号まで及び第三十九号（第三十二号）」に、「第十三号」を「第三十四号」に、「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同表二の項中「第二百五条第二項第三十一号及び第三十六号から第三十八号まで（第三十一号）」を「第二百五条第二項第三十二号及び第三十七号から第三十九号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八

号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号から第三十八号まで」を「第三十七号から第三十九号まで」に改め、同表三の項中「第二百二十五条第二項第三十一号及び第三十六号から第三十八号まで（第三十一号）を「第二百二十五条第二項第三十二号及び第三十七号から第三十九号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号から第三十八号まで」を「第三十七号から第三十九号まで」に改め、同表四の項中「第二百二十五条第二項第三十七号」を「第二百二十五条第二項第三十八号」に改め、同表五の項中「第二百二十五条第二項第三十三号及び第三十九号」を「第二百二十五条第二項第三十四号及び第四十号」に、「第二百二十五条第二項第三十三号、第三十九号」を「第二百二十五条第二項第三十四号、第四十号」に改める。

別表第二一の項中「第二百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号）」を「第二百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号）」に、「第三十八号」を「第三十九号」に、「第二百二十五条第二項第三十七号」を「第二百二十五条第二項第三十八号」に改め、同表二の項中「第十三号」を「第十四号」に、「第三十一号から第三十五号まで及び第三十八号（第三十一号）」を「第三十二号から第三十六号まで及び第三十九号（第三十二号）」に、「第三十三号」を「第三十四号」に、「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同表三の項中「第二百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号か

ら第三十九号まで（第三十一号）を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表四の項中「第百二十五条第二項第三十六号及び第三十七号（第三十六号及び第三十七号）」を「第百二十五条第二項第三十七号及び第三十八号（第三十七号及び第三十八号）」に、「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表五の項中「第百二十五条第二項第十三号」を「第百二十五条第二項第十四号」に、「第三十一号から第三十八号まで（第三十六号）」を「第三十二号から第三十九号まで（第三十七号）」に、「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同表六の項中「第百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号）」を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号」を「第三十七号」に改める。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類
法第二十四 条 の許可に係る部分	鉄道事業法第三条第一項 鉄道事業法第四条第一項各 号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二 条第二項各号に掲げる書 類及び図面

別表第二（第二十一条及び第二十一条関係）

条	規定			
	法第二十七			
る部分	軌道法第三条の特許に係	鉄道事業法第七條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第十六條第一項の認可に係る部分
		鉄道事業法第七條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第十六條第一項の認可に係る部分
	事項	鉄道事業法施行規則第七條第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十二條第二項各号に掲げる事項
	書類	鉄道事業法施行規則第七條第二項に規定する書類及び図面		鉄道事業法施行規則第三十二條第三項に規定する書類
	軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第一條第一項各号に掲げる書類及			

	<p>軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分</p>	<p>軌道法第十一条第二項の届出に係る部分</p>
	<p>軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十一条第一項に規定する事項</p>	<p>軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項</p>
<p>び図面並びに同条第二項に規定する事由書</p>	<p>軌道法施行規則第十九条第二項に規定する書類</p>	<p>軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類</p>		